

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宍粟市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

兵庫県宍粟市長

公表日

令和8年1月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	・児童手当は、子ども・子育て支援の適切な実施を図り、家庭等における生活の安定、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、原則、日本国内に住所を有する高校生年代(18歳到達後の最初の年度末)までの児童を看護する父母その他の保護者に対して支給する。 ・児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 1 受給資格者からの認定請求の受理・資格審査・認定・通知等事務 2 父母指定者からの認定請求の受理・資格審査・認定・通知等事務 3 額改定請求の受理・資格審査・認定・通知等事務 4 消滅届の受理・審査・通知等事務 5 現況届の受理・審査・認定等事務 6 受給者の氏名・住所変更にかかる事務 7 未支払い請求の届の受理・審査等事務 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき、児童手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録し、また、各情報保有機関が保有する特定個人情報について、情報照会を行う。
③システムの名称	1. 児童手当システム 2. 宛名管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

児童手当情報ファイル、宛名ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び同法別表の81の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第44条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第2条の表第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(42、53、76、125、141、161の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第44条、55条、78条、127条、143条、163条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第2条の表第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人情報利用事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務」が含まれる項(106、107の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第108条、第109条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部 子育て支援課
②所属長の役職名	次長兼課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部 子育て支援課 〒671-2573 兵庫県宍粟市山崎町今宿5番地15 電話 0790-63-3176 / FAX 0790-63-1955
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 子育て支援課 〒671-2573 兵庫県宍粟市山崎町今宿5番地15 電話 0790-63-3176 / FAX 0790-63-1955
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。 ・書類を郵送する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・書類は、施錠できる書庫等に保管することを徹底する。 ・書類を廃棄する際は、特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対し、次のような対策を講じている。 ・特定個人情報を取り扱うことができる職員は限られており、権限付与された職員のみが情報端末を操作することができ、操作履歴はすべて記録され、不正アクセス対策を行っている。 ・書類を郵送する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・書類は、施錠できる書庫等に保管することを徹底する。 ・書類を廃棄する際は、特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

[illegible]